

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成19年12月13日(2007.12.13)

【公開番号】特開2001-193409(P2001-193409A)

【公開日】平成13年7月17日(2001.7.17)

【出願番号】特願2000-331596(P2000-331596)

【国際特許分類】

F 0 1 D	9/04	(2006.01)
F 0 1 D	9/02	(2006.01)
F 0 1 D	11/00	(2006.01)
F 1 6 J	15/02	(2006.01)

【F I】

F 0 1 D	9/04	
F 0 1 D	9/02	1 0 1
F 0 1 D	11/00	
F 1 6 J	15/02	

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月31日(2007.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

流線を画定するガスの流れがその中を通る、円周方向に間隔を置いた複数のエーロフォイル部(24, 32)を有するガスタービンエンジン(10)における、非直線の湾曲を画定する少なくとも1つの円周方向の端縁(40, 52)を有する流れ通路(B, C)の静止構成要素(30, 36)であって、

前記流れ通路(B, C)の非直線の湾曲が、前記流線の湾曲に一致する静止構成要素(30, 36)。

【請求項2】前記構成要素(30, 36)が、前記流線の湾曲に一致する湾曲を画定する第2の円周方向の端縁(40, 52)を含む請求項1記載の流れ通路の静止構成要素(30, 36)。

【請求項3】前記構成要素(30, 36)が、外壁(26)、内壁(28)及び前記内及び外壁(26, 28)の間に配置された少なくとも1つのノズルベーン(24)を含むノズルセグメント(30)であって、前記少なくとも1つの円周方向の端縁(40, 52)が前記内及び外壁(26, 28)のうちの1つに形成されている請求項1記載の流れ通路の静止構成要素(30, 36)。

【請求項4】前記構成要素(30, 36)がシュラウド(36)である請求項1記載の流れ通路の静止構成要素(30, 36)。

【請求項5】前記構成要素(30, 36)がノズルセグメント(30)である請求項1乃至3のいずれか1項に記載の流れ通路の静止構成要素(30, 36)。

【請求項6】

複数の静止構成要素(30, 36)であって、

前記複数の静止構成要素(30, 36)のそれぞれは請求項1乃至5のいずれか1項に記載の静止構成要素(30, 36)であり、

前記ノズルセグメント(30)の隣接するノズルセグメント間に配置された可撓性シ-

ル部材(46)をさらに含む、複数の静止構成要素(30, 36)。

【請求項7】前記可撓性シール部材(46)の各々が複数のセグメント(48)を含み、前記セグメント(48)の隣接するセグメントが、1つのセグメント(48)が他のセグメントに対して回転することを可能にする締め具(50)によって結合されている、請求項6記載の複数の静止構成要素(30, 36)。

【請求項8】請求項6記載の複数の静止構成要素(30, 36)であって、

ガスタービンエンジン(10)の複数の円周方向に配置された流れ通路の静止構成要素(30, 36)における、隣接する2つの流れ通路静止構成要素(30, 36)の間に配置され可撓性シール部材(46)を含み、

複数のセグメント(48)、および

前記セグメント(48)を回転するように一体に結合する手段を含む、複数の静止構成要素(30, 36)。

【請求項9】前記セグメント(48)を回転するように結合する前記手段が、前記セグメント(48)の隣接するセグメントを連結し、1つのセグメント(48)が他のセグメントに対して回転することを可能にする締め具(50)を含む、請求項8記載の複数の静止構成要素(30, 36)。